

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 110
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	2. 女性活躍のための安全・安心面への支援	
小項目	(2)被災地への支援	
細項目	② 平成28年(2016年)熊本地震により、避難生活に起因するストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩み等を抱えたり女性に対する暴力が懸念されることから、地方公共団体の相談支援機関による対応に係る援助に努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等を活用し、避難所における女性や子育て世帯のニーズに配慮するなど、男女共同参画の視点からの災害対応をより一層推進する。 また、男女共同参画の視点から、被災地におけるニーズ等を速やかに把握するとともに、避難所運営等、被災者支援に資する情報提供の充実を図る。	
該当施策名 (事業名)	男女共同参画の視点による熊本地震対応状況調査	
当該施策の背景・目的	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)では地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することとしている。 平成28年熊本地震では、男女共同参画の視点や意見の反映等について、様々な場面において、問題点や課題が指摘されている。 そのため、震災後速やかに本調査を行い、被災地における地方公共団体、民間団体等の震災時の対応状況等の把握や各種事例を集積し、男女共同参画の視点に基づいてそれらの分析・検討を行うことにより、今後我が国で起こりうる災害に対する防災施策に早急に反映する。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: - 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: 8,066 千円 29年度要求予算: - 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	熊本地震の発生に伴い、被災地熊本における地方公共団体、民間団体等の震災時の対応状況(避難所運営、支援機関との連携)等を把握するためアンケート調査、インタビュー調査を行う。また有識者による検討会を設置し調査事項の検討、結果の分析を行う。	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局総務課	

① 施策の目的

被災地における地方公共団体、民間団体等の震災時の対応状況等の把握や各種事例を集積し、男女共同参画の視点に基づいてそれらを分析・検討を行うことにより、今後我が国で起こりうる災害に対する防災施策に反映する。

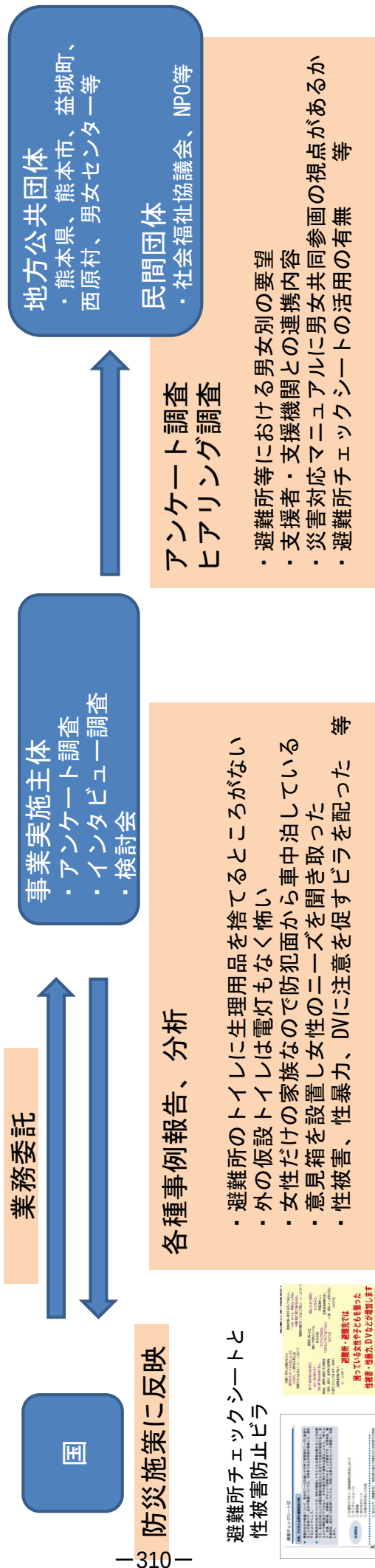
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV
			○

③ 施策の概要

熊本地震の発生に伴い、被災地熊本における地方公共団体、民間団体等の震災時の対応状況(避難所運営、支援機関との連携)等を把握するためアンケート調査、インタビュー調査を行う。また有識者による検討会を設置し調査事項の検討、結果の分析を行う。

④ 施策のスキーム、実施要件(対象、補助率等)、成果イメージ(経済効果、波及プロセスを含む)等



※東日本震災後には、速やかに同様の調査を行い、男女共同参画の視点からの防災施策に反映。

⑥ 「経済財政運営と改革の基本方針2016」「日本再興戦略2016」

「ニッポン一億総活躍プラン」等での書きぶり

熊本地震の被災者支援において、女性や子育て世帯のニーズに配慮した対応を強化していきます。

【平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部 総理発言】

経済財政運営と改革の基本方針2016 第2章2. (5) ③「大規模地震・・・など多様な自然災害に対し、研究・人材育成を含め防災・減災の取組を推進し」
女性活躍加速のための重点方針2016 II 2. (2) ②「男女共同参画の視点から、被災地におけるニーズ等を速やかに把握する」

⑤ 80文字PR



「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 111
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	3. ライフイベントや性差に即した支援の強化	
小項目	(1) 女性の健康、妊娠、出産、育児、介護の支援の推進	
細項目	① 女性の活躍にあたっては、性差に応じた的確な医療を受けることが必要であることから、女性の健康について総合的に診察できる医師の育成に向けて、<u>女性の健康・性差医療に関連する事項を医学教育において更に推進するよう働きかけるとともに、専門医養成に向けた取組の充実等を図る。</u>	
該当施策名 (事業名)	医学教育における女性の健康・性差医療に関する事項の推進	
当該施策の背景・目的	平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」に基づき、包括的な健康支援のための体制の構築に向けて、女性の健康の包括的支援等に係る積極的な取組を促進するため、関係者等へ働きかけを行う。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
		予算
		28年度当初予算： 千円 28年度一次補正予算： 千円 28年度二次補正予算： 千円 29年度要求予算： 千円
		機構定員要求
	○	その他(具体的に)
	関係者会議等で周知	
当該施策概要	医学教育関係者が集まる全国会議等で、当該施策に係る積極的な取組推進の周知を図る。	
担当府省庁	文部科学省 高等教育局	

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 112
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	3. ライフイベントや性差に即した支援の強化	
小項目	(1) 女性の健康、妊娠、出産、育児、介護の支援の推進	
細項目	① 女性の活躍にあたっては、性差に応じた的確な医療を受けることが必要であることから、女性の健康について総合的に診察できる医師の育成に向けて、女性の健康・性差医療に関連する事項を医学教育において更に推進するよう働きかけるとともに、専門医養成に向けた取組の充実等を図る。 また、女性の健康支援に関し、女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性を踏まえた調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発する。	
該当施策名 (事業名)	女性の健康の包括的支援総合研究	
当該施策の背景・目的	これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されてきている。また、女性の健康に関する研究においても、これまでは妊娠・出産や疾病等に着目して行われてきた。 このため、女性の身体はライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る包括的な支援は十分に行われていない状態であることから、女性の心身の特性を踏まえた、科学的エビデンスに基づく、包括的で統合的な支援体制を構築する必要がある。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 167,957 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 227,357 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	女性の健康の包括的支援のため、以下の研究を行う。 ・女性の健康の包括的支援のための情報収集・情報発信と医療提供体制等に関する研究 ・女性ホルモンに着目した疫学研究や介入研究を用いた予防法の開発 等	
担当府省庁	厚生労働省	
	健康局健康課	

女性の健康の包括的支援における研究事業について

(平成29年度要求額 227,357千円)

女性の健康の包括的支援に関する課題



女性の健康の包括的支援に関する施策を総合的に推進

＜国・地方公共団体が講ずべき施策等＞

- 女性の健康に関する教育活動、広報活動等を通じた知識の普及・啓発
- 女性の心身の特性に応じた保健医療サービスを専門的または総合的に提供する体制の整備
- 出産に必要な医療を提供する施設の確保、情報提供、その他支援
- 女性の健康に関する調査研究の推進とその成果の普及・活用
- 女性の包括的支援に必要な人材の確保、関係者等との連携

女性の健康の包括的支援政策研究事業

女性の健康の包括的支援に関する制度設計、政策の立案・実行等に資する研究

連携

女性の健康の包括的支援実用化研究事業

女性の健康に関する問題をサポートするための技術の開発、実用化に関する研究

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 113
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	3. ライフイベントや性差に即した支援の強化	
小項目	(1) 女性の健康、妊娠、出産、育児、介護の支援の推進	
細項目	② 個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、不妊治療に係る経済的負担の軽減、不妊・不育の専門の相談体制の充実等を図るとともに、治療と仕事の両立を支援する企業の事例等を周知・啓発する。	
該当施策名 (事業名)	企業における不妊治療と仕事の両立の支援に関する好事例の周知・啓発	
当該施策の背景・ 目的	個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、不妊治療と仕事の両立を支援する企業の好事例を周知・啓発する。	
該当施策の政策手 段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
		予算
		28年度当初予算：千円
		28年度一次補正予算：千円
		28年度二次補正予算：千円
		29年度要求予算：千円
		機構定員要求
	○	その他(具体的に)
		ウェブサイト上での周知・啓発
当該施策概要	不妊治療に特化した休暇取得制度等、企業における不妊治療と仕事の両立を支援する好事例について、男女共同参画局のウェブサイト上で紹介する。	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課	

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 114
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	3. ライフイベントや性差に即した支援の強化	
小項目	(1) 女性の健康、妊娠、出産、育児、介護の支援の推進	
細項目	② 個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、不妊治療に係る経済的負担の軽減、不妊・不育の専門の相談体制の充実等を図るとともに、治療と仕事の両立を支援する企業の事例等を周知・啓発する。	
該当施策名 (事業名)	不妊に悩む方への特定治療支援事業	
当該施策の背景・目的	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 18,482,878 千円 の内数 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 20,323,419 千円 の内数
		機構定員要求
当該施策概要		その他(具体的に)
	○ 対象治療法	体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)
	○ 対象者	① 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦 ② 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
	○ 給付の内容	① 1回15万円(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円) ② ①のうち初回の治療に限り30万円まで助成 ③ 精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)を行った場合は15万円まで助成 ※②、③については平成27年度補正予算により拡充し、平成28年度においても引き続き実施している。 通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは6回(40歳以上であるときは通算3回)まで
	○ 所得制限	730万円(夫婦合算の所得ベース)
担当府省庁	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局母子保健課	

不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1. 事業の概要

- 要旨

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成

○ 対象治療法

体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）

○ 対象者

① 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦

② 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦

○ 給付の内容

① 1回15万円（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したもののついでには、1回7.5万円）

② ①のうち初回の治療に限り30万円まで助成

③ 精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った場合は15万円まで助成
- 通算回数

は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは6回（40歳以上であるときは通算3回）まで

730万円（夫婦合算の所得ベース）

事業実施主体において医療機関を指定

都道府県、指定都市、中核市（全都道府県・指定都市・中核市において既に開始済み）

1／2（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2）

2. 沿革

平成16年度創設
平成18年度
平成19年度

平成21年度補正予算
平成22年度予算
平成23年度予算
平成25年度予算

平成25年度補正予算
平成27年度予算
平成27年度補正予算

3. 支給実績

支給期間2年間として制度開始
支給期間2年間で5年間に延長
給付金額を1年度あたり1回10万円、2回までに増額、
所得制限額を（650万円 → 730万円）引き上げ
給付額10万円 → 15万円
給付額15万円を継続
1年度目を年3回に拡充
凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し
（15万円 → 7.5万円）
一部助成対象範囲を見直し、安心こども基金により実施
安心こども基金による実施を廃止し、当初予算に計上
初回治療の助成額を15万 → 30万円
男性不妊治療を行った場合、15万円を助成

平成16年度	17,	657件
平成17年度	25,	987件
平成18年度	31,	048件
平成19年度	60,	536件
平成20年度	72,	029件
平成21年度	84,	395件
平成22年度	96,	458件
平成23年度	112,	642件
平成24年度	134,	943件
平成25年度	148,	659件
平成26年度	152,	320件

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 115
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	3. ライフイベントや性差に即した支援の強化	
小項目	(1) 女性の健康、妊娠、出産、育児、介護の支援の推進	
細項目	② 個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、不妊治療に係る経済的負担の軽減、不妊・不育の専門の相談体制の充実等を図るとともに、治療と仕事の両立を支援する企業の事例等を周知・啓発する。	
該当施策名 (事業名)	不妊専門相談センター事業(不育症専門相談窓口)	
当該施策の背景・目的	不妊に関する相談指導や不妊治療に関する正確な情報提供等を行い、不妊・不育に悩む方に対する適切な相談支援体制の構築を図る。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 18,482,878 千円 の内数 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 20,323,419 千円 の内数
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	・不妊・不育について悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師、心理に関して知識を有する者等が、医学的な相談や心の悩み等について相談指導や、診療機関毎の不妊治療の実施状況などに関する情報提供を実施するとともに、不妊相談を行う専門相談員の研修等を実施するもの。	
担当府省庁	厚生労働省	
	雇用均等・児童家庭局母子保健課	

不妊専門相談センター事業

※「母子保健医療対策総合支援事業」のメニューとして実施

○ 対象者

不妊について悩む夫婦等を対象

○ 事業内容

- (1) 不妊について悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師、心理に関して知識を有する者等が、医学的な相談や心の悩み等について相談指導を行う。
- (2) 不妊について悩む夫婦に対し、診療機関毎の不妊治療の実施状況などに関する情報提供を実施。
- (3) 不妊相談を行う専門相談員の研修。
- (4) その他不妊相談に必要な事項

○ 実施担当者

不妊治療に関する専門的知識を有する医師、心理に関して知識を有する者等

(電話相談) 医師 32%、助産師 31%、保健師 17%、心理職等 13%、看護師 4%

(面接相談) 医師 35%、助産師 32%、保健師 15%、心理職等 12%、看護師 4%

○ 実施場所(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)

全国63カ所(平成27年度) ※自治体単独(5カ所)も含む

主に大学・大学病院・公立病院24カ所(38%)、保健所18カ所(29%)において実施

47都道府県、札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、京都市、堺市、北九州市、福岡市、青森市、川崎市、越谷市、長野市、大津市、和歌山市

○ 相談実績

平成26年度:20,793件(内訳:電話9,860件、面接6,400件、メール3,430件、その他1,103件)

(相談内容) ・費用や助成制度に関すること(7,901件) ・不妊症の検査・治療(5,377件) ・不妊治療を実施している医療機関の情報(1,616件)
・不妊の原因(1,555件) ・家族に関すること(1,268件) ・不育症に関すること(945件)
・主治医や医療機関に対する不満(684件) ・世間の偏見や無理解による不満(672件)

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 116
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	3. ライフイベントや性差に即した支援の強化	
小項目	(1) 女性の健康、妊娠、出産、育児、介護の支援の推進	
細項目	② 個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、不妊治療に係る経済的負担の軽減、不妊・不育の専門の相談体制の充実等を図るとともに、治療と仕事の両立を支援する企業の事例等を周知・啓発する。	
該当施策名 (事業名)	不妊治療と仕事の両立に関するリーフレットによる周知・啓発	
当該施策の背景・ 目的	雇用保険法等の一部を改正する法律案の国会審議や、当法律案に係る附帯決議(平成28年3月)において、不妊治療と仕事の両立について指摘がなされている。 また、本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、不妊治療をしながら働いている方の実態調査を行うこととされており、不妊治療と仕事の両立についての対策が求められている。	
当該施策の政策手 段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
		予算
		28年度当初予算: 千円 28年度一次補正予算: 千円 28年度二次補正予算: 千円 29年度要求予算: 千円
		機構定員要求
	○	その他(具体的に) 不妊治療と仕事の両立に関するリーフレット「従業員が希望する妊娠・出産を実現するために」の配布等を通じて、企業における不妊治療と仕事の両立支援の取組について周知を図る。
当該施策概要	不妊治療と仕事の両立に関するリーフレット「従業員が希望する妊娠・出産を実現するために」を、労働局雇用環境・均等部(室)が企業訪問する際に配布したり、労働局HPIに掲載するなどし、企業における不妊治療と仕事の両立支援の取組について周知を図る。	
担当府省庁	厚生労働省	
	雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課	

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 117
大項目	Ⅲ 女性活躍のための基盤整備	
中項目	1. 子育て基盤等の整備	
小項目	(1) 待機児童解消に向けた子育て基盤の整備	
細項目	① 少子化社会対策大綱に基づき、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め1兆円超程度の財源を確保し、子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を確実にを行う。	
該当施策名 (事業名)	子ども・子育て支援新制度の実施	
当該施策の背景・目的	子ども・子育て新制度については、社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)(平成24年6月15日自民党・公明党・民主党)において、「幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円程度の財源が必要」とされており、消費税財源から確保する0.7兆円程度の必要額、及び更なる「質の向上」を実施するための0.3兆円超の財源を確保し、「量的拡充」及び「質の向上」を着実に実施していく。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
	○	税制改正要望
	○	予算
		28年度当初予算: 748,193,967 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 748,193,967+事項要求 千円
	○	機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	・保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」) ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)	
担当府省庁	内閣府	
	子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)	

子ども・子育て支援新制度の体系

市町村主体

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

国主体

仕事と子育ての
両立支援

仕事・子育て両立支援事業

・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就業形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）

・ベビーシッター等利用者支援事業

⇒残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるような支援

地域子ども・子育て支援事業

・利用者支援事業
・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業
・養育支援訪問事業等
・子育て短期支援事業
・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

・延長保育事業
・病児保育事業
・放課後児童クラブ

・妊婦健診
・実費徴収に係る補足給付を行う事業
・多様な事業者の参入促進・能力活用事業